

行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	水大気環境課	整理番号	2-12
処分の種類	水銀排出施設に係る措置命令			
根拠法令条例等・条項	大気汚染防止法第18条の34第2項			
処分の概要	大気汚染防止法第18条の34第1項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、期限を定めて、その勧告に係る措置をとることを命ずることができる。			
処分基準 (未設定の場合はその理由)	未設定(法令等の規定において言い尽くされているため) [参考] 大気汚染防止法第18条の34第2項 都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。			
基準の制定根拠	—			